

里山林と地域住民をつなげよう

～森林・山村多面的機能発揮対策の手引き～

令和3年7月

林 野 庁

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国の有する貴重な再生可能資源です。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要です。

しかし、我が国の森林・林業を支える山村の過疎化・高齢化が進む中、これまで様々な資源の利用を通じて地域住民の生活を支えていた森林との関わりが希薄になってきており、特に、集落周辺の里山林をはじめとした生活圏に隣接した旧薪炭林のような森林においては、藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

このような集落周辺の森林の保全については、通常の木材生産を主目的とした森林整備では対応できないものであり、コミュニティの関心や活力を向上することで対応を促すことが最も効率的かつ効果的です。

このため、林野庁では、平成 25 年度から森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を生かさせるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援する「森林・山村多面的機能発揮対策」に取り組んでいます。なお、平成 29 年度からは、平成 28 年度の行政事業レビュー公開プロセスの結果等を踏まえた第 2 期対策として取り組んでいます。

この冊子は、地域住民の皆さんが、この森林・山村多面的機能発揮対策に取り組んでいただくため、都道府県の担当部局、各地域協議会、東京農業大学農山村支援センター等の協力を得て作成したもので、その仕組みや活動の具体的な進め方を解説したものです。

森林・山村多面的機能発揮対策に取り組む際の参考にしてください。

また、作成にご協力をいただいた皆様に対しまして、この場をお借りし、お礼申し上げます。

令和 3 年 7 月
林野庁森林利用課

目 次

1. 森林・山村多面的機能発揮対策のしくみ	01
1-1 事業内容	01
1-2 タイプ別メニュー	03
1-3 交付金活用の8つのステップ	05
2. 対象地域と参加者の決定（どこで、誰と？）	08
2-1 どこで活動するかを決める	08
2-2 参加者を募る	09
2-3 活動する森林の所有者と協定を結ぶ	09
2-4 対象地域と参加者に関する主な Q&A	10
3. 活動内容の話し合い（どのメニューを活用する？）	12
3-1 どんな里山林にしたいか話し合う	12
3-2 どんな活動内容にするか決める	12
3-3 活動内容に関する主な Q&A	16
4. 地域協議会へ申請（書類の書き方はどうするの？）	20
4-1 作成する書類の種類	20
4-2 申請書類作成のためのポイント	21
4-3 林野庁、各地域協議会と都道府県の事業担当窓口	26
4-4 申請手続きに関する主な Q&A	29
5. 交付金の決定（何がポイント？）	31
5-1 交付金の使途の説明	31
5-2 交付金・資機材等の管理	33
5-3 交付金の使途・管理に関する主な Q&A	35
6. 活動開始（記録はどうやって残しておく？）	37
6-1 作業をはじめる前に	37
6-2 活動の記録	38
6-3 活動実施に当たっての主な Q&A	40

7. モニタリング調査（モニタリング調査とは？）	46
7-1 モニタリング調査について	46
7-2 モニタリング調査の進め方	47
7-3 モニタリング調査の流れ	48
8. 活動に当たっての注意事項（安全対策で気をつけることは？）	49
8-1 活動に当たっての注意事項	49
8-2 安全装備をそろえる	51
8-3 保険に加入する	52
8-4 安全講習を行う	53
9. 実施状況報告（報告書の書き方は？）	54
9-1 実績報告書の作成、精算作業	54
9-2 報告書作成、精算作業に関する主な Q&A	55

1. 森林・山村多面的機能発揮対策のしくみ

1-1 事業内容

森林・林業を支える山村地域では、過疎化等が進む中、かつてのように生活に必要な薪や炭の生産の場として利用されなくなったことに伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山林の荒廃が進行し、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

森林・山村多面的機能発揮対策は、地域住民、森林所有者、NPO 法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全タイプ（里山林保全活動／侵入竹除去、竹林整備）及び森林資源利用タイプ（メインメニュー）、森林機能強化タイプ及び関係人口創出・維持タイプ（サイドメニュー）の取組を支援します。活動組織は、対象とする森林の状況に応じて、これらのタイプ別メニューを組み合わせることもできますが、サイドメニューはメインメニューと組み合わせることにより実施可能です。

交付金の交付は、活動組織が対象とした森林が所在する都道府県に設置された地域協議会が担当する仕組みになっており、1活動団体あたりの交付金は、森林所有者と協定を締結した森林のうち採択申請年度に活動する森林面積に面積あたり単価を乗じて算出します。また、活動に必要な資機材も、対象となる物品には条件がありますが、その購入費用の1/2又は1/3以内が交付金の対象となります。

メインメニュー

- ・荒れている里山林の手入れをしたい
- ・里山に生育する野生生物を保護したい
- ・獣害被害を防止したい



- ・荒れている竹林の手入れをしたい
- ・人工林などへの竹の侵入を防ぎたい



- ・薪などの森林由来の地域の資源を活用して山村を活性化したい



地域環境保全タイプ
(里山林保全)

- ・里山林景観を維持するための活動
- ・里山林に生育する希少種等の保護活動



地域環境保全タイプ
(侵入竹除去・竹林整備)

- ・竹林景観を維持するための活動
- ・タケノコの取れる竹林の整備活動



森林資源利用タイプ

- ・間伐材等の搬出活動
- ・山菜やキノコなどの森林内の資源利用



サイドメニュー

- ・森林整備のための道を作りたい



- ・地域外の人と森林整備を行っていききたい



森林機能強化タイプ

- ・歩道・作業道の作設・補修
- ・獣害防止柵の設置・補修



関係人口創出・維持タイプ

- ・地域外関係者との調整
- ・受入環境の整備等



1-2 タイプ別メニュー

タイプ別メニューと面積あたりの交付金単価および支援の対象となる活動例を示すと下表のようになります。

- ・ 1団体あたりの交付金総額の上限は、資機材の購入費用も合わせて単年度で 500 万円となっています。
- ・ 活動推進費は事業開始の初年度のみ認められます（既に申請済みの活動組織は対象外です）。
- ・ 資機材・施設の整備は、地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの活動に直接的に必要なものが対象となります。
- ・ 交付金活用にあたっては、いろいろな条件がありますので、本手引きをよく読んで、申請手続きをはじめてください。

[タイプ別メニュー]

メニュー	単価	対象となる活動（例）
①活動推進費 (事業開始の初年度のみ)	112,500 円 (上限)	現地の林況調査、活動計画に基づく取組みに関する話し合い、研修等
②地域環境保全タイプ		
a.里山林保全	(初年度) 120,000 円/ha (2年目) 115,000 円/ha (3年目) 110,000 円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
b.侵入竹除去、竹林整備	(初年度) 285,000 円/ha (2年目) 265,000 円/ha (3年目) 245,000 円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
③森林資源利用タイプ	(初年度) 120,000 円/ha (2年目) 115,000 円/ha (3年目) 110,000 円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
④森林機能強化タイプ	800 円/m	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、これらの実施前後に必要な森林調査・見回り
⑤関係人口・創出・維持タイプ	(年間当たり) 50,000 円 (上限)	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
⑥資機材・施設の整備	1/2 以内又は 1/3 以内	上記②～⑤の取組みを行うにあたり必要な資機材の購入・設置・賃借

※注意

②、③は ha 当たりの単価であることから、面的な活動が求められます。歩道・作業道の作設、土留め、鳥獣害防止柵等の設置、見回り等は他の作業と組み合わせて実施してください。

②、③及び④は同一年度、同一箇所での重複は認められません。

②、③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じて単価を適用します。

④の活動を実施する場合は、②又は③の活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施可能です。

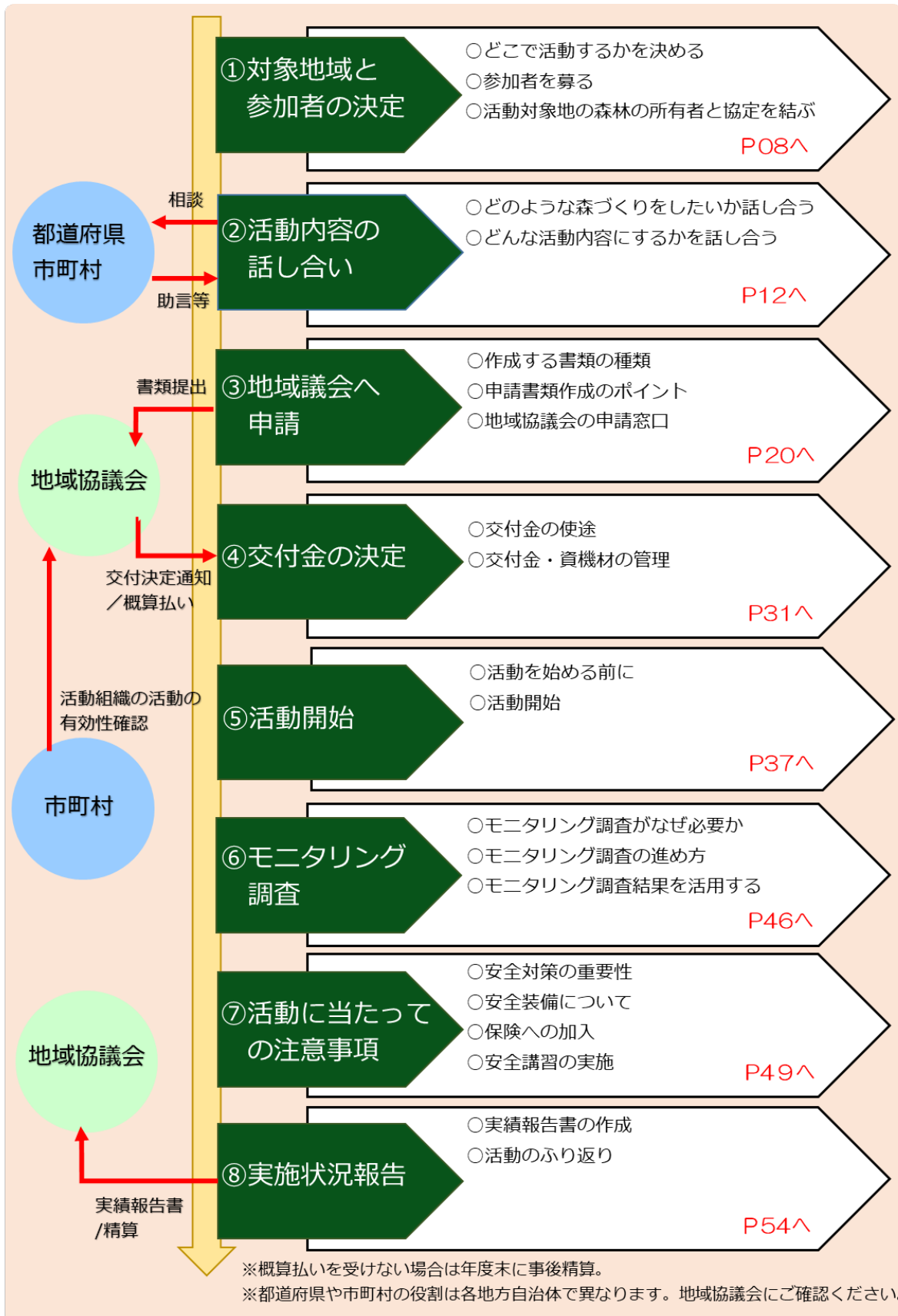
同一の場所で、同一の活動タイプの活動は、原則として、3年間までしか対象となりません。

⑥の賃借は、関係人口創出・維持タイプの活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合に限りです。

1-3 交付金活用の8つのステップ

森林・山村多面的機能発揮対策の交付金活用の流れは、活動組織づくりから活動の実践まで、おおきく8ステップに整理できます。8ページ以降から、このステップにそって手続きや活動の進め方のポイントについて解説をします。なお、各解説の文章の末尾にある赤字の記号・番号は、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金Q&A集」の質問及び回答内容との関連を示しています。

(例) (C-1-1) = (問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。

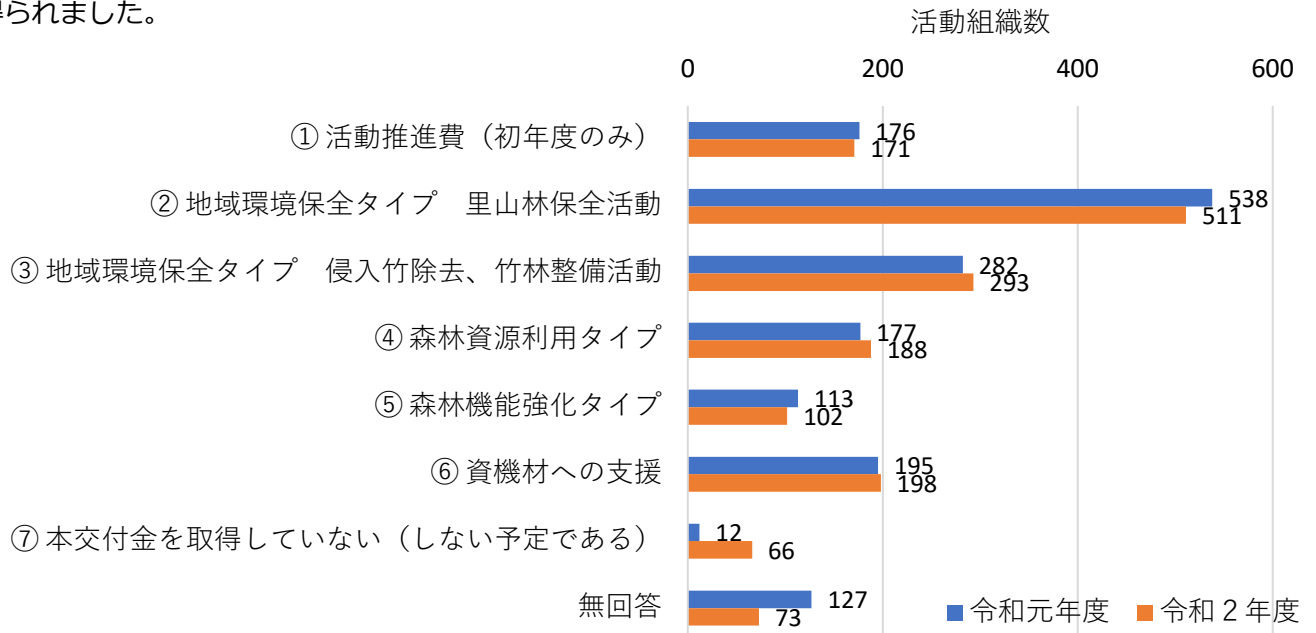


(トピック) 令和元年度の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の申請状況

平成 25 年度に始まった森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、令和 2 年度で 8 年目を迎えました。

これまでの本交付金の取得団体は 2,000 団体を超え、700 を超える市町村で利用されているなど、日本全国の森林での活動の進展に大きな役割を果たしています。

令和 2 年度に 1,360 団体を対象として実施したアンケート調査（回答数：888 団体、うち令和元年度に交付金を取得した団体は 749 団体、令和 2 年度に活動を実施予定の団体は 749 団体）では、以下のような結果が得られました。



活動タイプ別の交付金取得状況（複数回答）

活動タイプ別の取得状況を見ると、地域環境保全タイプの里山林保全活動が最も多く、7 割前後の団体が取得しています。また、全体の 5 割以上が複数の活動タイプの交付金を取得して活動を行っています。

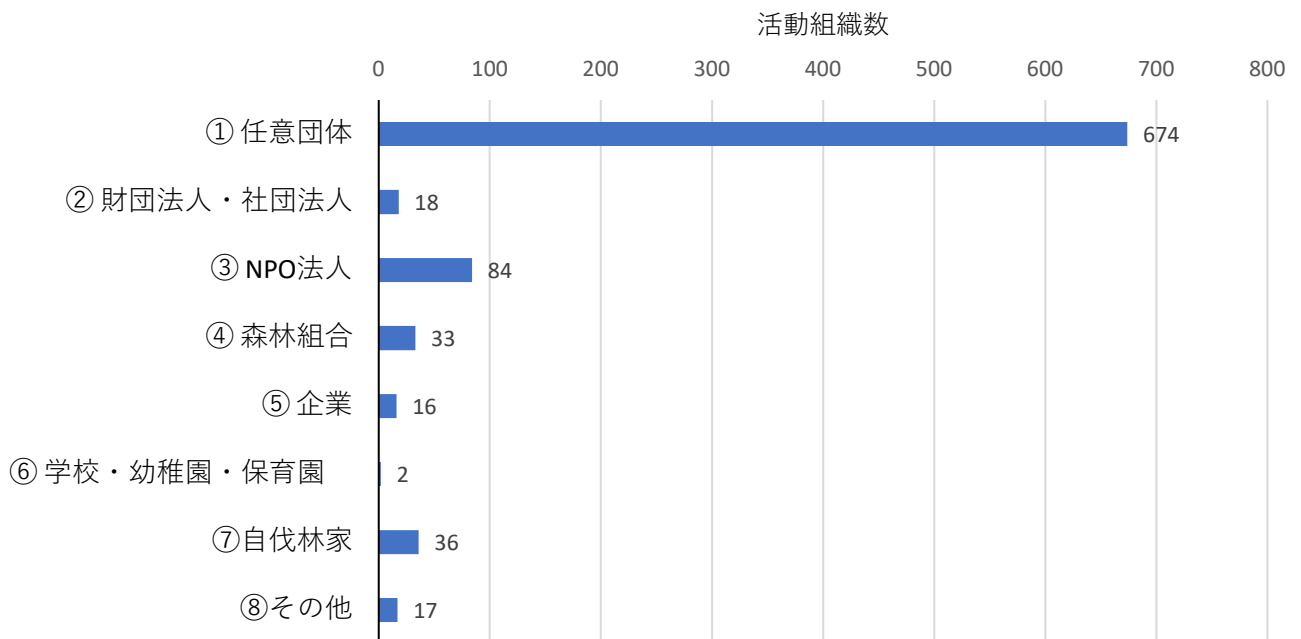


図 交付金の取得団体の属性（択一回答：無回答除く）

交付金の取得団体がどのような団体かを見ると、ほとんどの団体が任意団体（自治会やサークル、親睦会などの法人格のない団体）となっています。交付金を取得することをきっかけに、団体を立ち上げる事例も少なくないようです。

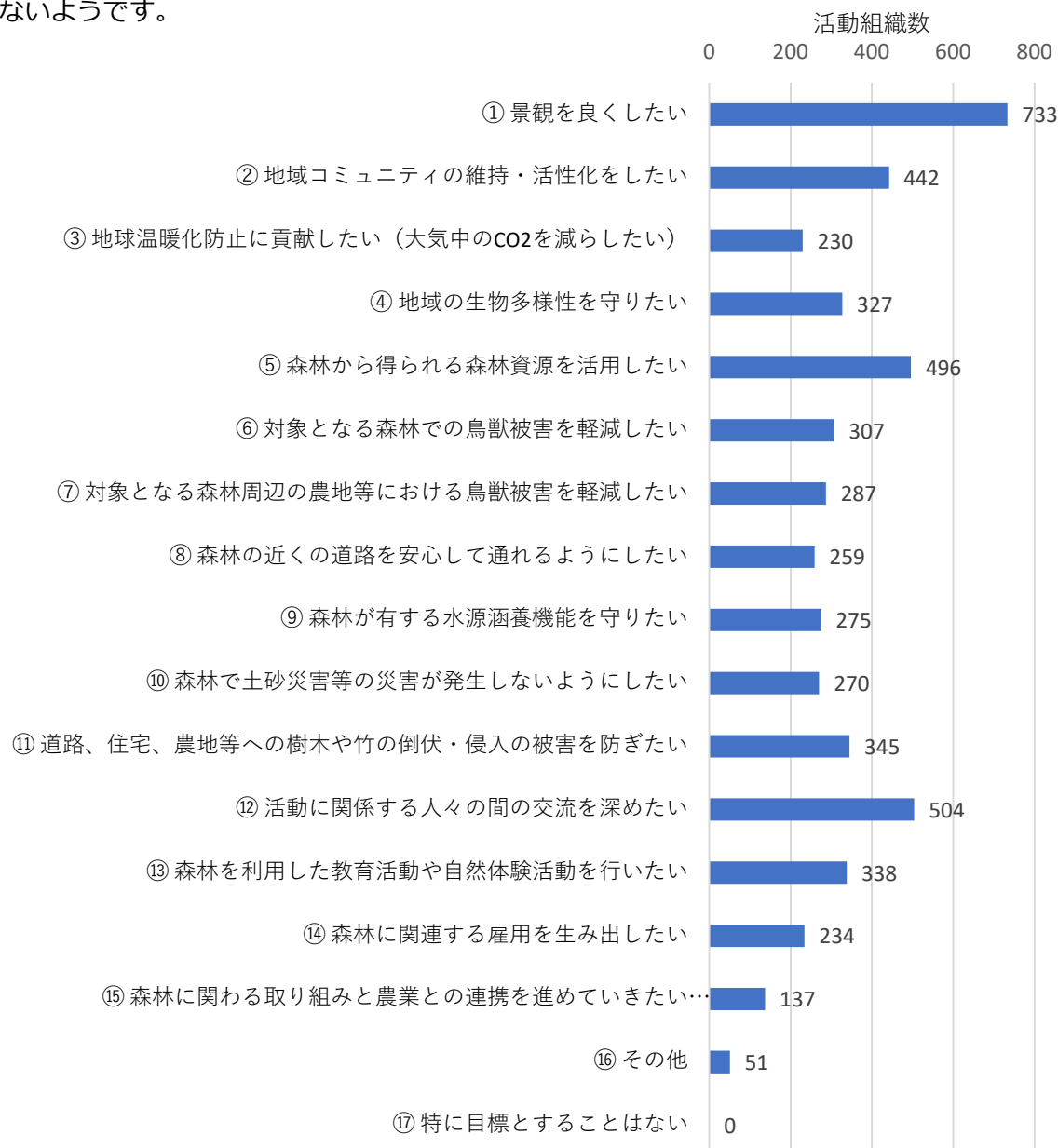


図 活動組織が本交付金を利用した活動で目指すこと（複数回答）

令和元、2年度に交付金を取得した活動組織が、交付金を利用した活動で目指すことは、一番多いのが「景観を良くしたい」です。アンケートに回答のあった 888 団体中 733 団体、8 割以上の団体が目指すこととしています。

このほか、「森林資源を活用すること」や「活動に関係する人々間の交流を深めたい」といった回答が多数を占めます。

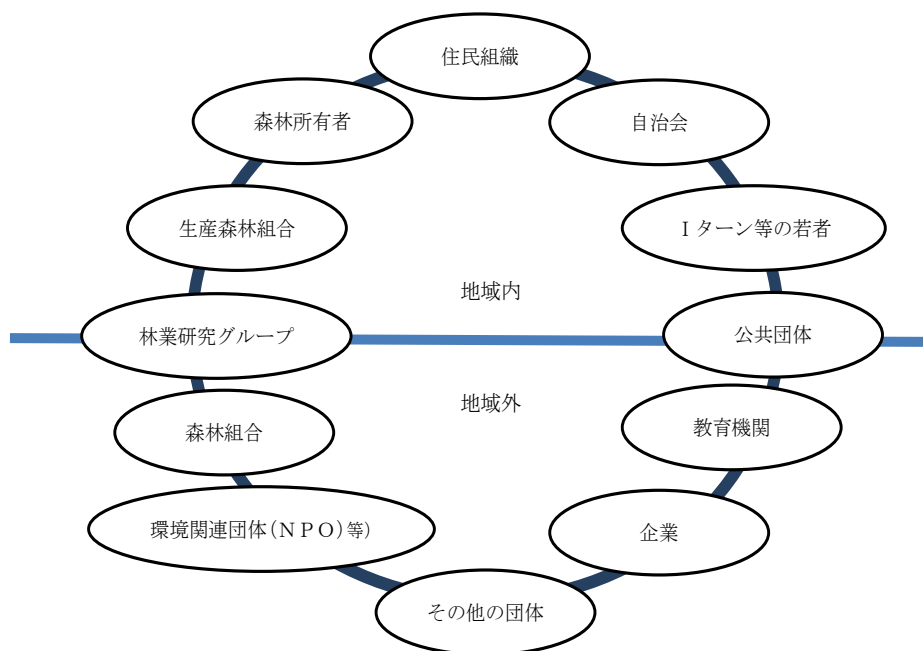
景観改善、生物多様性の保護、防災・減災、地域活性化など、活動組織の皆さんが目指すことは非常に多様です。

具体的にどのような取組が行われているのかについては、林野庁のホームページでダウンロード (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>) できる活動事例集をご覧ください。

2. 対象地域と参加者の決定（どこで、誰と？）

本交付金を活用することで、地域の方々が地域の森林に対して再び関心を向けてもらい、そこで活動をしてもらうことが期待されています。

まず、活動を実施する森林と誰と一緒にやるかを定めることです。また、この活動では、実際に作業に参加してくれる人のほかに、森林所有者にも活動を承認してもらう必要があります。活動対象にしようとしている森林所有者が誰なのかも、合わせて確認します（一般的には森林組合や市町村で確認）。



2-1 どこで活動するかを決める

▶対象となる森林の条件

活動してみたい森林が決まったら、次の条件に当てはまるかチェックをしてください。

- この交付金の対象となる森林は、原則、活動を行う時点で「森林経営計画」が策定されていない森林を対象としています。森林経営計画を樹立した日（計画期間の始期）以降は、本交付金は利用できなくなりますので、ご注意ください。活動してみたい森林が上記の計画対象になっているか、否かについては、森林のある市町村の林務担当課や都道府県の出先機関、地元の森林組合や林業事業体に問い合わせ確認してください。対象とする森林は、原則、活動を申請しようとする組織の事務所と同じ県内でなければなりません。隣接する地域であっても県外の森林は対象森林にはできません。
- 森林が保安林等に指定されている場所で活動する場合は、作業許可の申請が必要となる場合がありますのでご注意ください。
- 地域協議会の採択に当たっては、これまで長期間にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）を優先するよう配慮することとされています。

2-2 参加者を募る（対象森林の地権者、保全活動の参加者、地域住民、その他）

▶対象となる組織

この交付金は、個人では支援を受けられません。必ず活動組織として申請する必要があります。既にある組織が活動組織となって申請しても良いし、この交付金の申請のために新たに作った組織でも構いません。

活動組織となるには、次の条件を満たす必要があります。

- 活動組織の 構成員は最低3人以上が必要です。構成メンバーには、森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等に所属する方々も構成員になることができます。
- 組織・団体として構成員となることもできます。既存の組織・団体が単独で活動組織となることもできます。ただし、その場合はその構成員や従業員等が3名以上いること、この交付金の支援を受ける活動組織として、別途規約の作成や組織本体とは別の会計処理（区分経理）を行ってもらいます。(C-1-1)
- 地域協議会の採択に当たっては、地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動を優先するよう配慮することとされています。

2-3 活動する森林の所有者と協定を結ぶ

- 申請事務手続きをする際に、森林所有者の方と最低3カ年間の協定を結ぶ必要があります。交付金の活用を考える場合、対象とする森林の所有者から、この交付金を活用した活動を行うことについて認めてもらうことが必要です。(C-4-1)

原則として協定は必要ですが、活動団体が森林所有者である場合には、登記簿等の所有や権原が確認できるもので代えることができます。

2-4 対象地域と参加者に関する主な Q&A

Q001 自分の住む市町村の森林はすべて森林経営計画の対象となっています。この場合は、この交付金を活用することはできないのですか？

- 森林経営計画が策定された森林では、地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプでの活動は認められませんが、森林経営計画の対象となっている森林においても、次のような活動を行う場合には申請できます。
- 森林機能強化タイプを地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施する場合において、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林に到達するために必要となる歩道や作業道等を作設する場合には可となります。なお、作業道等の開設により伐採を伴う場合には、事前に森林経営計画の変更が必要となるので、注意してください。
- なお、森林経営計画が策定された森林で他の国庫補助による支援が受けられる場合は、この交付金ではなく他の支援を活用することを優先に考えてください。
- 対象とする森林内の同じ場所で森林組合等が他の事業（森林整備事業等）を行っている、あるいは同一年度内に行う計画がある、という場合は対象外となります。対象としたい森林での国庫補助事業の実施見込みは、各都道府県事業担当課や森林組合等に相談してください。(C-2-1、C-2-4)
- 同じ場所で重複する事業が、都道府県単独事業で、本交付金と連携して出される補助金等ならば上乗せして実施することを認めています（額を上乗せする事業等）。その場合は、経理区分を別にする必要があります。ただし、重複申請を認めるかどうかは各地域協議会の判断事項です。都道府県によって異なりますので、関係する地域協議会に確認してください。(各地域協議会連絡先、都道府県林務担当課、→P26～27)。

Q002 長年の耕作放棄で「農地」が荒廃し、藪に覆われた森林となっしまい、イノシシやクマなどの獣の住みかとなって困っていますが、この交付金を使って藪の刈払いはできますか？

- 今後、当該地を森林として維持管理していくということであれば、交付金の対象となります。ただし、農地転用済みであることや、非農地証明を取得する必要があります。

Q003 対象としたい森林の一部が、登記簿上の地目が「畑」となっていました。そのような森林は対象とすることが出来ますか？

- 現状が森林の状態であり、その土地の所有者が森林を維持することを望んでおり、かつ土地の所有者が、当該市町村の農業委員会に申し出て非農地証明を取得すれば対象森林とすることができます。その手続きの進め方については、対象森林のある市町村の農業委員会事務局に相談してください。(C-2-2)

Q004 対象とした森林の所有者が分からない場合はどうしたら良いか？

- この交付金では、森林所有者との合意、協定の締結が結ぶることが必須条件です。誰が森林所有者なのかがわからず、交付金の活用について合意形成が難しい森林は、対象とすることはできません。

Q005 活動をしようと考えている森林が国有林でした。国有林は対象森林とすることが可能ですか？

- 国有林であっても交付金の対象森林とすることができます。その場合には、その森林を所管する森林管理署、支署、森林管理事務所（国）と協定を締結する必要があります。なお、他の国有林制度について協定を結んでいる場合は、それをもって協定を締結していると見なすことができます。ただし、分収造林制度の場合は造林者（国以外の者）と協定を締結する必要があります。
- 他の国有林制度の対象となっている森林での活動は、下表に示したように申請できるタイプに制限があるので注意してください。国有林の活用については、各都道府県の森林管理署に相談してください。

活動タイプ 国有林制度	メインメニュー		サイドメニュー
	地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ	森林機能強化タイプ
「ふれあいの森」等の協定による森林づくり	○	×	○
共用林野制度	×	○	○
分収造林制度	○	○	○

注1 「ふれあいの森」等の協定による森林づくりとは、「協定締結による国民参加の森林づくり（平成 22 年 1 月 25 日 21 林国業 143 号林野庁長官通達）」に基づく、①ふれあいの森、②社会貢献の森、③木の文化を支える森、④遊々の森、⑤多様な活動の森、⑥モデルプロジェクトの森の協定を指す。

注2 「ふれあいの森」等の協定や分収造林契約の範囲内で、活動組織（NPO、造林者等）の費用負担で実施する場合に限る。

注3 森林機能強化タイプはメインメニューとの組み合わせが必要であり、様式第 12 号の7の年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道・作業道（森林経営計画を策定している森林内を含む。）とする。

このため、森林機能強化タイプを利用するには

- ・「ふれあいの森」等の協定による森林づくりの場合は地域環境保全タイプの活動
- ・共用林野制度の場合は森林資源利用タイプの活動
- ・分収造林制度の場合は地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を計画書に記載している必要がある。

- 都道府県有林、市町村有林も森林を所有する自治体と協定を締結すれば、交付金の対象林とすることができます。また、単年度での協定しか締結できない場合や、当該自治体に民間団体等との森林の利活用に関する協定を結ぶ制度が無いといった場合は、利用許可書等の3年間の活動実施が見込める妥当な理由が示され、これを地域協議会が承認すれば、協定に代えて申請することができます。(C-4-4)

3. 活動内容の話し合い（どのメニューを活用する？）

森林・山村の多面的機能を発揮させるため、本交付金事業では、メインメニューとして地域環境保全タイプと森林資源利用タイプの2つのメニュー、サイドメニューとして森林機能強化タイプと関係人口創出・維持タイプの2つが用意されています。同じ場所でなければ、同一年度内にそれぞれのメインメニューは単独でも、組み合わせでも活用可能です。なお、森林機能強化タイプはメインメニューと同一年度の同一箇所での重複適用は認められません。また、雑草木の刈払いなどの森林の整備、交付の対象となる森林の維持・保全活動が行われていれば、3年間、同じ場所、同じ事業（効果が認められる事業に限る）で活動しても構いません。

3-1 どんな里山林にしたいか話し合う

▶現況と課題

- この交付金の活用に当たっては、「活動計画書」を作成して採択申請書と一緒に提出します。「活動計画書」では、対象地区と森林の現況と課題を記述することが必要です。
- 「活動計画書」の作成の準備として、活動組織のメンバーの方々と一緒に、これから活動をしようとする森林は、かつて地域でどのような使われ方をしてきた森林なのか、森が使われなくなって何が変化したのか、どのような問題が発生しているか等を話し合っておくと良いでしょう。
- また、その際に、どのような里山林にしたいのか整備のイメージについても話し合います（おおむね3年後のイメージをメンバーと共有しましょう）。その過程で、どんな整備作業が必要か、どんな調査をしたら良いか、どんなイベントが楽しいか等のアイデアが出てきます。こうした話を事前にしておくと、どの活動タイプに申請するのが良いか明確になります。

3-2 どんな活動内容にするか決める

▶地域環境保全タイプ（メインメニュー）

荒廃した里山林の整備を通して良好な地域景観を再生、維持することを目的としたタイプで、針葉樹や広葉樹の森林を対象とする活動[里山林保全]と、荒廃竹林（里山林への侵入竹も含む）を対象とする活動[侵入竹除去、竹林整備]があります。

それぞれのタイプの活動イメージは、以下のとおりです。

(1) 里山林保全

- 活動は3カ年をイメージして検討してください。荒廃が進んだ里山林の場合、初年度は雑草木の刈払い、つる草切りなどにより、まずは、人が森林の中に入れる環境づくりに取り組むことが必要です。こうした環境が整ったら除伐・間伐や落ち葉掻きなどの景観維持のための活動に取り組みます。
- 地形や植生、気象条件などの地域や対象とする森林によって様々なので、全国一律の整備水準などは定めませんが、計画を立てる際には、雑草木の刈払いやつる草切りなどの基本的な作業は、対象森林として申請した場所のほぼ全域で作業を実施することを念頭に申請面積や活動内容を検討してください。
- 歩道・作業道の作設・改修、土留め・森林内での鳥獣害防止柵等の設置、機械の取扱講習、見回り活動は、それら単独の活動は認められません。かならず雑草木の下草刈り等の面的な活動と併せて実施することが必要です。(C-5-3,D-1-1)

(2) 侵入竹除去・竹林整備

- このメニューでは、広葉樹や針葉樹の森林の中に侵入した竹を取り除く作業（侵入竹除去）と、荒廃した竹林内の折れ竹、枯れ竹の除去や過密になった竹林の全伐や抜き切り等の整備作業に取り組みます。集落や田畑周辺や生活道路の沿道、林地内での竹林の野放図な拡大を抑止することで、地域環境の向上を図ります。
- 荒廃した竹林に生えている竹は1ha当たり2万本ともいわれ、何十年にもわたって放置された竹林は、人が足を踏み入れることすら困難なところが少なくありません。また、竹は、広葉樹、針葉樹とは異なり1年で成長するため、一度手を入れた竹林でも毎年、何らかの整備をしなければすぐに元の状態に戻ってしまいます。
- 荒廃竹林整備の場合は、里山林保全のように作業を対象竹林全域で均一に行うのではなく、地域環境保全の観点や今後の竹林の資源利用や空間利用という観点から、地域住民や活動組織が重要だと考える場所から重点的に作業を行い、その後、対象竹林全域で均一な作業を行うこととして、できるだけ対象森林の面積に近づける必要があります。(→詳細は Q008 参照)
- 侵入竹の除去に取り組む場所については、対象となる森林の枯竹や折竹、立竹を除去して、竹林の拡大を抑止することが必要です。(D-2-3)
- 具体的な作業手順は、対象森林として申請した竹林のうち、荒廃度や緊急度などを勘案し、当該年度に重点的に整備する内容等をメンバーと相談して設定します（作業ブロックの設定）。次に、それぞれの作業ブロックにおいて、どのような内容を作業するのか考えます。次年度以降はタケノコ狩りをしながら管理したい場合には、枯竹、折竹の除去に加えて、一定程度の竹林の抜き切り作業になり、また、住宅や田畑、森林への侵入や拡大を食い止めたいということであれば立竹の全伐作業を継続します。(→詳細は Q008 参照)

▶森林資源利用タイプ（メインメニュー）

- 山や森の恵みを活かした産品づくりや木質バイオマスのエネルギー活用等による地域コミュニティの活性化に取り組みたい活動組織を対象にしたメニューです。(E-2-3)
- 森林資源の利用を中心にしたメニューですが、雑草木の刈払いやつる切りなどの基本的な作業は、森林資源利用活動と合わせて行うことが必要です。里山林保全タイプと同様に、対象森林として申請した場所のほぼ全域で作業を実施することを念頭に申請面積や活動内容を検討してください。(E-1-1)
- 森林資源を販売や加工のため林外へ移動させる活動は対象活動になります。(E-3-1)
- 対象森林内で行う森林資源の加工、特用林産物の栽培等の活動は対象活動になります。ただし、炭焼きや薪割りなどの木質バイオマスのエネルギー利用のための加工作業の一部は、森林外でも対象活動になります。(E-2-4)
- このタイプで想定する栽培・採取の対象となる特用林産物や薬用植物は、次のようなものです(例示)。

種 類	特用林産物の例
食料品	マツタケをはじめとする天然のキノコ類、天然のクリ、クルミ、トチ等の木の実、ワサビ、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、その他山菜類、シイタケ、エノキ等の栽培きのこ類 など
工芸材料、 伝統建築部材	竹材、桐材、桧皮、山桜（皮）、アベマキ皮、ケヤキ など
薪炭	薪、木炭、竹炭、副産物（木酢液、竹酢液）等
繊維品	シュロ皮、ミツマタ、コウゾ、竹皮等
樹液品	ウルシ、木ロウ等
油脂品	桐油、椿油、サザンカ油、クルミ油、クロモジ油、樟脳、ショウコン油
染料品	ヌルデ（タンニン）、アカシヤ皮、キハダ皮、柿渋 など
薬草等	アケビ、アマドコロ、イチイ、オウレン、クズ、クマザサ、クロモジ、ゲンノショウコ、サルトリイバラ、サンショウ、シュラン、センブリ、ゼンマイ、トウキ、トチバニンジン、ナルコユリ、肉桂、ノカンゾウ、メグスリノキ、ヤマブドウ、ヨモギ など
その他	シキミ、サカキ、飾り物の材料（ウラジロ、料理のツマ）

(E-3-2)

▶森林機能強化タイプ（サイドメニュー）

- 地域環境保全タイプの実施前に路網の整備を行う場合や、森林資源利用タイプの実施後に路網の補修を行う場合、森林を整備する前に鳥獣害防止柵の設置を行う場合に、メインメニューとの組み合わせにより実施することができるメニューです。
- このメニューを実施する場合は、活動期間内（3年間）の他の年度に地域環境保全タイプか森林資源利用タイプを実施しなければなりません。

▶関係人口創出・維持タイプ（サイドメニュー）

- 地域外関係者と共同で森林保全管理活動を継続して実施する場合に、メインメニューとの組み合わせにより実施することができるメニューです。
- このメニューに取り組むには、あらかじめ地域外関係者と活動実施内容の調整を行っておく必要があります。

3-3 活動内容に関する主な Q&A

Q006 メニューにある活動推進費では、どのような活動をするのですか？

- 活動推進費を使って取り組む活動例を示すと、地域環境保全タイプや森林資源利用タイプでは自分たちがこれから活動する森林について森林計画図上の所有権界が実際にどこまでかを確認したり、土砂崩壊の危険箇所や獣害被害、病虫害の被害状況、単位面積あたりの竹林密度など森林内の状況を確認したりする作業や森林機能強化タイプでの作業内容の検討が考えられます。また、森林資源利用タイプであれば、対象森林内の資源調査などが考えられます。
- 活動推進費は上限が 112,500 円という意味です。実際にかかるの見込んだ経費が 112,500 円以下であってもその見込んだ金額で申請できます。(C-7-a-1)

Q007 タイプを組み合わせる場合の条件には何がありますか？

- 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプは同一年度に同一の場所で申請することはできません。同じ対象森林を 1 年度目は地域環境保全タイプで整備を行い、整理された森林で資源利用をするために 2 年度目からは森林資源利用タイプで申請することはできます。そのような活動を行う場合は、あらかじめその趣旨を活動計画に位置づけておきます。
- また、同一年度であっても、一体的な対象森林エリアの中で、地域環境保全タイプで活動する場所と森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプで活動する場所がそれぞれ明確に違えば申請することができます。その場合は、活動計画に添付する森林図に、それぞれの活動タイプがどの場所で行われるのかを明示しておきます（森林図については、3. 地域協議会へ申請 参照。P20）。(C-3-6)

Q008 竹林整備の取組における「できるだけ対象面積に近づける」とは、どのようなことですか？

- ここで想定している竹林整備は、タケノコ園などに利用されている竹林（密度：2,000～3,000 本/ha 程度）ではなく、荒廃竹林（竹藪）を想定しています。荒廃竹林の整備では、初年度は枯れ竹や折れ竹の除去・搬出、立竹の全伐・間伐などの作業が基本となります（次年度以降は、タケノコ狩りや立竹の除去などで管理が可能になります）。
- 荒廃竹林整備の場合は、里山林保全の作業と異なり対象森林（竹林）内に入ることができないことから、申請した対象森林のほぼ全域を均一に整備する基礎的作業ではなく、初年度等は対象森林全域において均一な作業が行えるように、枯れ枝、折れ枝、立竹の除去を行います。
- 荒廃竹林に取り組む活動組織は、作業開始前に対象森林（竹林）において、対象森林にある枯れ竹、折れ竹、立竹の総本数を推定し、処理すべき竹の本数目標とその成果を確認するためのモニタリング調査を行います。（→詳細は P45 参照）
- 例えば、荒廃竹林整備に取り組む活動組織は、作業開始前に対象森林（竹林）において、対象森林にある枯れ竹、折れ竹、立竹の総本数の推定、処理すべき竹の本数目標とその成果を確認するため作業を活動内容に組み込む方法もあります。